

No.52

2008. 10 vol.16

産廃振興財団NEWS



環境と産業の未来のために

—CONTENTS—

- 現場重視、原点に戻って不法投棄対策目標までもう一步
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 谷津 龍太郎
- 産業廃棄物課長就任にあたり
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 坂川 勉
- これからの廃棄物の適正処理と不法投棄対策
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長 荒木 真一
- 循環型社会における産業界の役割 [シリーズ第5回]
石油連盟 技術環境安全部長 古志 秀人
- 産廃振興財団の動き



財団法人 産廃振興財団
産業廃棄物処理事業振興財団

谷津龍太郎 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に聞く

現場重視、原点に返って

廃棄物処理専門委員会で意見聴取、論点整理へ

不法投棄対策目標までもう一歩



実態に即した行政をどう進めるか勉強中と語る谷津部長

谷津龍太郎氏(前大臣官房審議官)が、7月22日付で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に就任した。平成21年度予算概算要求内容が最終的なまとめに入った段階、また、北海道洞爺湖サミット終了直後の諸対策の整理と展望を並行して行う時でもあった。廃棄物関係の概算要求も終わり、早速、廃棄物処理制度専門委員会を立ち上げた。この機会に就任に当たっての抱負とこれからの展望を聞いた。



実態に即した行政を

ー平成21年度の概算要求を仕上げられたばかりですが、昨年からは循環型社会と低炭素社会という環境省の3本柱の2本を軸に廃棄物予算が生まれ、今年もそれを背景に概算要求がまとめられました。その両分野を歩いてこられたわけですが、先ず、部長就任に当たってー

谷津部長 話せば長い話になりますが、1992年に地球サミットが開催され、そこで持続可能な開発というテーマが大きく取り上げられました。そこで環境政策の枠組が大きく変わりました。その翌年の1993年に環境基本法を作り、今までの公害対策と自然保護の2本立から政策を一元化して、持続可能な社会(Sustainable Development)を目指す枠組を作りました。次の年に環境基本計画を策定、循環、共生、参加、国際的取組の4つの基本的な目標を掲げて環境政策がスタートしました。この変遷期に全部携わってしましてタコ部屋暮らしが3年間続きました。基本計画の骨格を担当し、「循環」という大きな目標を掲げました。その循環の中に当然ながら資源循環や、エネルギーのカスケード利用を取り入れました。元をただせば地球上の自然の物質循環を人間が人為的に乱しているのが、環境問題の根本原因ですから、循環をなるべく自然の物質循環の枠内に止める、人間社会の中で基本的に循環を完結させる。なるべく自然に負荷を与えない、自然の大循環と人間社会の中の小循環、2つの循環を想定して環境基本計画の最初の骨格を作りました。考えて見ますと、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムとか浪費的なライフスタイルは、エネルギーの側面から問題化すると温暖化であり、資源の面から問題化すると廃棄物・リサイクル問題となり根っ子は一緒です。従って、低炭素社会の政策と循環型社会の政策は基本においては共通する筈です。あらゆる経済活動から二酸化炭素は出てきますし、あらゆる経済

活動から廃棄物が出てきます。日常生活から二酸化炭素は出てきますし、1億2千7百万人が毎日廃棄物を出します。根本を改めないとは解決できないというのが基本的な認識でした。

ー当時から随分経過しましたがー

谷津部長 そう、10数年経過しました。しかし、構造は変わっていません。もちろん、対策は随分進みました、ごみも減って来ましたし、不法投棄も一時に比べると落ち着いてきています。マクロな環境政策の枠組みを踏まえて廃棄物・リサイクル行政を展開していきたいと考えています。7月22日に着任して以来、実態に即した行政をどうやって進めたらよいか、今、勉強の最中というところですよ。



廃棄物処理制度専門委員会が発足

ー廃棄物行政の大きな転換は1970年(公害国会)、そして20年振りにご指摘の1990年当初の大転換、今日、20年近くが経過、その間の2001年に環境省発足もありましたが、そろそろ全面的な制度の見直しといった問題も。早速専門委員会を立ち上げられましたかー

谷津部長 廃棄物処理制度専門委員会を立ち上げましたが、これは初めに法改正ありきということではなく、平成9年に廃棄物処理法の大きな改正があり、附則で10年後に見直す、法律の施行状況の点検をしっかりとやり、その結果で必要な措置を取るようにと規定されていました。この専門委員会を発足させた背景は、平成9年に決められていたスケジュールに則って、検討のための場を設けようというのが動機です。今の段階では、初めに法改正ありきということではなく、もう少し地に足を付けた法律の施行状況の点検を行ったうえで、必要な対応をしていきたいと考えています。

—確かに毎年法改正といった時を過ごしてきました。改正内容の浸透といった問題を含め、さきほど、現場を含めて勉強中といわれましたが—

谷津部長 そう、物事はトップダウンとボトムアップで決まるわけですから、今の私の感覚はボトムアップで、現場に即して、実態に即して、もう一度全体を見通していこうということです。

—世の中の流れは、リサイクル、循環資源の方向ですが、就任の記者会見で取って適正処理といわれていますが—

谷津部長 廃棄物行政の歴史を遡れば、公衆衛生の確保とか生活環境、環境保全が基本中の基本ですから、そういう原点はどのような時代であっても変わるものではない。ここがふらつくようでは廃棄物・リサイクル行政全体に対する信頼感が失われると思っ
ていまして、常に原点に帰るということは我々にとって大事なことだと思っています。

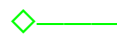


資源回収も大きな政策課題

—平成21年度の廃棄物関係概算要求の内容については—

谷津部長 最近の資源やエネルギー価格は、鉄でも、石油でも変動が激しいようですが、過去に比べれば高い水準にあり、いろいろな要因が指摘されてはいますが、昔のように戻らない。そういう状況で、レアメタル始め普通の金属類も含めて都市鉱山という言葉がよく聞かれるようになりました。言っ
て見れば二次的な資源は国内に溢れかえっています、既に日本列島に蓄積されている資源をどう使うか、日本経済全体にとっても大きな課題であり、それを廃棄物行政とどういうふうに、さきほど言いました公衆衛生とか環境保全という大前提の下で、どう効率的に資源を回収し、動脈産業に流して行くか、これが大きな政策課題です。もう一つは、2008年から

京都議定書がスタートして、当面は二酸化炭素の6%削減が大目標で、国を挙げて、産業界挙げて、国民を挙げて取り組んでいるわけですが、旗振り役の環境省の足元を見ますと、環境省の中で直接二酸化炭素を削減する政策手段を持っているのは、廃棄物・リサイクル対策部です。一つは、ごみ発電あるいは有機系廃棄物のバイオマスの利用という意味で、サプライサイド、回収してエネルギーを供給する役割を果たさなければならない。もう一つは、廃棄物の処理、リサイクルといったエネルギーを使う側で、できるだけ徹底した省エネ型の廃棄物処理と
かりサイクルシステムを作っていかなければならない。このように廃棄物をエネルギー利用するサプライサイドと廃棄物処理、リサイクルというエネルギーを消費するデマンドサイドの両面から取り組んで行かなければなりません。そういったことから、この春、京都議定書目標達成計画を改定したわけですが、その中で廃棄物業界で史上初めて、全産連が温暖化対策の自主行動計画を策定しました。これは極めてありがたい話で、私どもとしては全面的に応援しなければならないと思っています。



温暖化対策と高効率発電そしてバイオ

—具体的な予算措置としては—

谷津部長 来年度予算の二つ目の柱は温暖化対策です。私どもの予算は公共事業予算で、約900億円
いただいております、また、民間支援では石油特別会計の予算もいただいております、これらを最大限活用して財政的な支援を行っていくこととしています。国と地方自治体とくに市町村、国と産業界、これを連携させて二酸化炭素削減に取り組んでいきます。そのために公共事業予算の中では、廃棄物の高効率発電、今までは発電効率が一桁台だったのが最近いろいろな努力を重ね10数%までに上がってきていますが、それをもう一段、今ある要素技術を集中的に投入す

ると20数%までいけます。低炭素社会づくりに廃棄物分野としても最大限の努力を払う、そういった意欲のある市町村には私どもとしても2分の1と高率補助で応援させていただくべく予算要求を行っています。また、バイオマスの有効利用、熱利用もあれば、エタノールの製造、バイオ燃料など、廃棄物をエネルギーに転換することに全力展開したい。これらは技術的なアプローチですが、政策的なアプローチでは、地域循環圏形成のための予算も重点化枠で要求しています。循環型社会と低炭素社会づくりの相乗効果、シナジーを発揮しなければならない、これをモデル地域で具体的に示したいと考えています。一方で、環境省、経産省はエコタウン、農水省中心にバイオスタウンを全国各地で展開しています。国交省は、エコポートで廃棄物の物流を円滑に行おうといった施策があり、こういった各省の施策を有機的に連携させて、静脈産業を核にした省庁連携による地域振興を図る。併せて温暖化ガスの削減も実現させる。このように廃棄物を核にした具体的な取り組みを地域で実現する。各省の連携、市町村、都道府県、また、地元の産業界、市民の協力を得て、静脈物流・静脈産業で地域振興を図り、雇用とマーケットを生み出すというような取り組みを是非進めていきたいと考えています。



不法投棄対策

—産業廃棄物の話について—

谷津部長 実は、9月11日に、経団連と環境省との意見交換会が開かれました。経団連側は御手洗経団連会長以下、副会長、環境関係の各委員会の委員長さん全員が参加され、環境省は、斉藤環境大臣、吉野副大臣、古川大臣政務官、以下、幹部職員が出席し、意見交換を行いました。そこで指摘された問題の一つとして、低濃度PCB処理があります。費用効果的な処理技術の確立、PCB処理後の容器につい

ても目配りする必要がある、測定法についても簡便な測定法が扱えるようにしてもらいたいといった要請がありました。また、適正処理が大前提ではありますが、資源循環を促進させる政策についても指摘がありました。私ども低濃度PCBについては過去3年、環境省の下で実際の処理の試行実験を行ってきており、技術的には目処がつきつつあります。そう時間をかけずに対策をまとめて、具体的な進め方について相談をさせていただきたいと考えています。基本的には産業界からの要望に応える方向で努力して行きたいと考えています。他には、不法投棄対策についても要望があり、これは2021年までに大規模な不法投棄事案はゼロにしようという大きな目標を掲げており、直近のデータですと、そういった案件が全国で4件とか5件に減ってきており、もう一步だと思っており、地方事務所を督励しながら是非とも目標を達成したいと考えています。ピークからしますと、件数もボリュームも半分以下になって落ちてきています。



現場の意見をつぶさに聞いて

—産業廃棄物の個別問題を含め廃棄物行政全般にわたってお考えを伺いましたが、当面の課題について—

谷津部長 廃棄物対策の今後の課題ということになりますと、今までいろいろ触れてきましたが、9月9日に発足させた廃棄物処理制度専門委員会が、現場でのいろいろな課題についてこれからヒアリングに入ります、それぞれの立場からの意見をつぶさに聞かせていただき、しっかり論点整理していきたいと考えています。

—ありがとうございました。

(聞き手 (株)環境産業新聞社 森本 洋)

産業廃棄物課長

就任にあたり



環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長 坂川 勉

本年7月に産業廃棄物課長を拝命しました。私は、平成17年8月から約一年間、適正処理・不法投棄対策室長として廃棄物の適正処理の確保に取り組みました。今回、2年ぶりに廃棄物処理行政を担当することとなり、新たな気持ちで精一杯頑張りたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

日本は戦後、高度経済成長により経済大国となり、国民の生活は豊かになりましたが、その一方で大量生産、大量消費型社会となり、大量の廃棄物が発生しています。また、廃棄物はそもそも不要なものであるため、その処理に当たっては安かろう悪かろうという方向に流れがちであり、その結果として不法投棄などの不適正な処理が横行しました。いったん不適正処理がなされた場合には、環境汚染による近隣の生活環境への影響、原状回復に要する莫大な費用など、その影響は甚大です。このため、廃棄物処理に対する国民の不信感が増し、処理施設の立地が困難となるという問題も発生しました。このような悪循環を断ち切るために、廃棄物処理法を何度も改正し、様々な施策を打ち出してまいりました。

また、廃棄物の大量発生という状況を改めるためには、従来型の社会構造を見直し、まずは廃棄

物の発生を抑制し(リデュース)、いったん廃棄物となったものについては再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進し、最終的に廃棄される量を減らすとともに、資源を有効に循環させ、社会に投入される天然資源の量を減らすことで環境への負荷を最小にする「循環型社会」の形成を推進していくことが必要です。併せて、地球環境問題への対応をさらに強化していくことも必要です。適正処理の確保を前提として、循環型社会を構築していくことが適当であり、この理念のもとに産業廃棄物対策を講じていく必要があると考えています。

近年の法改正では、排出事業者責任の徹底を重要課題として位置づけてきました。産業廃棄物の処理は廃棄物処理法において排出事業者の責任で行うことが原則とされており、これを明確化するために廃棄物処理法改正を行ってまいりました。排出事業者が廃棄物の処理に関する責任を持っていただき、適正な処理費用負担や最終処分までの確認義務を履行していただくことで、産業廃棄物の適正処理が担保されます。さらに現在は電子マニフェストの普及を推進しています。電子マニフェストは、紙マニフェストに比べて偽造がしにくく、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物の

流れの透明化を図ることができ、排出事業者が処理責任を全うすることに大きく貢献することができます。平成19年度末でマニフェスト交付件数の約9%程度を電子マニフェストが占めており、平成22年度に50%の普及率とする政府目標に向け、さらに普及啓発と情報処理システムの改良を行う必要があります。

また、排出事業者責任を徹底する一方、排出事業者が優良な処理業者を選択できるよう、廃棄物処理業者の優良化にも取り組んでおります。平成17年には、①遵法性、②情報公開性、③環境保全への取組に優れた産業廃棄物処理業者を認定し、公表する優良性評価制度を創設しました。今後、参加企業数が増加するよう、さらに周知を行っていくとともに、より活用しやすい制度について評価基準の改訂や高度化の検討を行っていく予定です。

さらに、処理業者や処理施設の許可要件や許可手続きの見直し、罰則の強化、不適正処理が行われた場合に備えた原状回復制度の創設などの制度改正も行ってきました。一方、十分な処理施設を確保することも重要であり、廃棄物処理センター制度を充実させ、公共関与による施設整備を促進してきています。

次に、処理の困難な廃棄物の適正処理の促進が課題となっています。かつては有用な物質として全国で使用されていたポリ塩化ビフェニル(PCB)とアスベスト(石綿)については、国内で大量に使用され、有害性が高く、化学的に安定な物質であるために処理が困難であるという特徴があり、適正処理ルートを確保する必要があります。PCB廃棄物については、現在、国の出資会社である

日本環境安全事業株式会社を活用し、高圧コンデンサなどに絶縁油として使われていたPCB廃棄物の化学的処理を行っており、PCBを含有する蛍光灯安定器などのPCB汚染物を対象とする処理施設の整備を進めています。さらに、今後はPCBが非意図的に混入した低濃度のPCB廃棄物の処理を進めていく必要があります。石綿廃棄物については、平成18年の廃棄物処理法改正において、高度な技術を用いて処理する場合に環境大臣が認定を行う制度を創設しました。現在、多くの事業者から相談が寄せられており、この大臣認定制度を活用し、処理体制を整備していきたいと考えています。

平成20年9月には中央環境審議会に設置した廃棄物処理制度専門委員会による議論を開始し、現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する施行状況の点検及び評価を行っています。今後、適正な処理等の促進方策、環境の保全を前提とした循環型社会形成の一層の推進に向けた排出抑制等の3Rの推進についての総合的な検討を行っていただく予定です。

以上、産業廃棄物行政における主な取組みについて述べさせていただきました。循環型社会の形成を推進するための大前提として、産業廃棄物の適正処理対策は重要な役割を担っております。産業廃棄物対策を効果的に進めるためには、地方公共団体、排出事業者や処理業者、関係省庁、地域住民等の様々な関係者の連携が必要となります。今後、産業廃棄物対策をさらに推進していくために尽力してまいりますので、関係の皆様方におかれましては、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これからの廃棄物の 適正処理と不法投棄対策



環境省廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室長 荒木 真一

本年7月から適正処理・不法投棄対策を担当することとなりました。環境庁(現環境省)に入庁以来、水質保全、大気保全、地球環境保全、農業対策、騒音・振動対策、水産環境保全対策、化学物質対策、土壌汚染対策、科学技術政策等に携わるとともに、地方環境事務所に在籍する機会を得て、自然環境保全を含めて地域の住民やNPO、行政機関、地域のメディアの方々等と連携・協力した地域環境政策全般の推進にも携わりました。

しかしながら、廃棄物対策は地方環境事務所での僅かな経験を除き初めてであり、本ポストに着任して2ヶ月が過ぎたところですが、本年度の「安心実現のための緊急総合対策」に係る補正予算対応をはじめとする様々な案件処理が続くといった中、相変わらずわからないこと、忘れてしまったこと(着任当初に勉強したはずの事項なのですが)だらけの状態が続いている毎日です。そんな中で、不法投棄等の事案として産廃特措法に基づき環境大臣が同意して生活環境保全上の支障の除去等の措置を進めている「青森県田子町・岩手県二戸市

事案」及び「福井県敦賀市事案」の現地調査の機会を得ることができました。「香川県豊島事案」については、地方環境事務所勤務時代に数回にわたり現地調査を経験しておりましたが、いずれも不法投棄等の不適正処分がなされた量が膨大であり、何故ここまでになってしまう前に何とかできなかったのだろうか、地元の方々のお話を聞きながらも自問自答(はたして問題が発生した初期の時期に自分が現地の担当であったら、近隣住民であったら厳しい対応ができたであろうか、その際具体的にどのような行動がとれたのであろうか等々)している日々であります。

数年前、土壌汚染対策を担当し、現在の「土壌汚染対策法」の法制化の作業に最初から最後まで従事する機会を得ました。この中で、「土壌汚染のリスク」とは何か、「人が暴露する経路」、「土壌汚染を発見するための調査方法」、「土壌汚染のリスク管理の方法及びかかるコスト」等について、様々な調査を行いながら関連情報や知見を収集整理し、関係者への説明等を行いました。その中で、「リス

クコミュニケーション」の大切さ、難しさについては日々痛感するところでありました。

この土壤汚染問題と不法投棄等の不適正処分問題には非常に共通するところがあります。例えば、「NIMBY問題」(最終処分場等の設置の必要性は十分に理解できるが、自分の家の裏庭／近くには設置してほしくないという立場)と、それに関連して、お金はいくらかかっても基準を超過している汚染土壌や不法に処分された廃棄物は「全て」撤去してほしいという点です。

ここで問題となるのが、過去に不法に行われた行為により生じたものであることから当時の行為者が現時点では破産ないしは資力が乏しい状態にあり、これからの措置に係る費用を全額負担・回収することが困難な場合が多いこと、選択する措置の方法によっては費用が大きく異なり全量撤去・処分の措置を選択した場合には膨大な費用が必要となること(その多くは行政代執行となることから税金の投入となる)等であります。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処分の問題の場合には、土壤汚染の問題とは異なる点として、事案が顕在化した頃には廃棄物が地表に散在するなど目に見える事案となっている点があり(土壤汚染の場合はほとんど目には見えない)、地域住民からの全量撤去といった措置要望は一層厳しいものとなると考えられます。

昨今の行政に対する市民の不信感もあって、リ

スクコミュニケーションをベースとした地元との合意形成は大変難しいものとなっています。

このため、私たちが日頃から、何でも少しでも安い方がよいという選択に流されることのないよう心がけるとともに、実際に税金を投入する必要のある事案が発生した場合には、周辺の住民に対するリスクはどのようなものであるのか、そのリスクを必要な水準まで低減又は管理するためにどのような措置が取り得るのか、それら措置毎には今後将来にわたってどれくらいの費用等(人、期間含む)がかかるのか、その際地域住民とその他地域の国民の税金はどの程度投入しなければならないのか等々、地域の関係者がお互いに一定の信頼をもって冷静かつ科学的に議論できるような雰囲気を作っていくことが必要であると思います。

廃棄物の適正処理と不法投棄対策については、適正な処理には一定の費用がかかり、そのための費用に自らの税金が投入される可能性があること、最終処分には少なくとも自分たちの地域のどこかに一定の土地が必要であること、日頃からの地域の厳しい目が不正の未然防止につながることを等私達一人一人が認識し、関係者が連携協力して対応することが必要不可欠です。

私自身も微力ではありますが、廃棄物の適正処理と不法投棄対策の推進を精一杯努力して参りますので、皆様方のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

資源を繰り返し活かす 循環型社会への転換

環境省・平成21年度廃棄物・リサイクル対策予算概算要求

平成21年度廃棄物・リサイクル対策関係予算概算要求は、総額1,096億8,700万円（前年度比20.3%）が計上された。平成21年度の予算概算要求は、「経済財政改革の基本方針2008(20年6月閣議決定)」を踏まえ、引き続き最大限の削減を行い、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、「成長力の強化」及び「地方再生戦略」「低炭素社会の構築」「安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」等の「重要課題推進枠」を設け、真に必要なニーズにこたえるための施策に財源の重点配分を行い、調整して行く方針である。

廃棄物関係は、20年3月に策定された第2次循環型社会形成推進基本計画を着実に実施するため、低炭素社会や自然共生社会に向けた取り組みと統合して循環型社会づくりを進めていくとともに、地域の特性や循環資源性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築や、3Rの取り組みを推進し、また、国際的な視点から、3Rの推進に関するわが国の主導的な役割や、東アジアにおける適切資源循環のための施策を重点的に予算要求を行った。

主な要求事項としては、

- 1.リデュース・リユースを重視し、資源を活かす3Rの抜本強化対策として、電気電子機器のリユース・リペア推進事業16百万円、使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業123百万円、循環型社会形成推進科学研究費補助金にレアメタル回収技術特枠100百万円の新規要求のほか、ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業(電子マニフェストの普及促進)等、信頼される廃棄物処理・リサイクルシステムの充実などに2,812百万円の要求。
- 2.「地域循環圏」の形成として、新規に低炭素型「地域循環圏」整備推進事業(重要課題推進枠)150百万円、エコタウン等を核とした地域循環圏の形成推進事業16百万円のほか、高効率の廃棄物発電、廃棄物系バイオマス利活用等の推進を図るため廃棄物処理施設整備費(公共)に高効率発電施設やごみ燃料化施設としてBDF化施設、エタノール燃料化施設の整備推進等の制度拡充を行うなど78,306百万円の要求。
- 3.アジア循環型社会構築に向けた取組として、新規にアジア低炭素・循環型社会構築強化プログラム事業187百万円等のほか、不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の推進などに386百万円の要求。
- 4.不適正処理の撲滅対策として、不法投棄事案等対応支援事業等の適正処理推進費、優良化推進事業費、産業廃棄物処理からの暴力団排除事業費、産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金、低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業など8,430百万円の要求。
- 5.浄化槽の普及促進19,752百万円の要求となっている。

[総務部]

債務保証・助成事業の範囲拡大

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律による債務保証・助成事業の変更点

産廃振興財団

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)が平成20年10月1日に施行されました。これは、食料・飼料の安定供給に配慮しつつ、農林漁業から発生、生産されるバイオマスをバイオ燃料の原材料と

しての利用の促進に関する基本方針を定めたもので、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化を目的としております。この法律施行により、当財団の事業である債務保証、助成事業の適用範囲が拡大されます。

[業務部・技術部]

1. 債務保証の変更点

認定事業者（認定事業者が事業協同組合等である場合にあっては、その構成員を含む。）が認定生産連携事業計画に従って行う特定バイオ燃料の製造（産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借り入れに対して、

産業廃棄物処分業者が農林漁業者等と作成した計画に基づき単独で実施するもの

（従来は、処分業者同士が共同で実施するものに限定）

産業廃棄物処分業を行おうとする者（廃棄物処理業の許可を得ようとする者）が新たに行うもの（従来は、既存の処理業者に限定）

以上の2点が新たに債務保証の対象となりました。

2. 助成事業の変更点

認定研究開発事業者が、認定研究開発事業計画に従って行う研究開発事業（産業廃棄物の適正な処理の確保に資するものに限る。）も新たに対象となります。これにより、産業廃棄物処分業でない者(大学や研究機関)が行う研究開発、新技術の開発の前段階と位置づけられる基礎的な研究（農林漁業有機物資源からのバイオ燃料の製造と有害物質除去方法の研究）も助成金交付の対象となり、支援対象が広がります。なお、これらの変更は平成21年度の助成事業の募集時より対象となります。

循環型社会における
**産業界
の役割**

新製品開発で

地球温暖化対策に貢献

石油連盟

技術環境安全部長 古志 秀人

廃棄物対策は目標に向けて順調な成果

シリーズ企画「循環型社会における産業界の役割」第5回は、石油連盟の技術環境安全部長の古志秀人氏に、石油業界の産業廃棄物対策と地球温暖化対策を中心にその活動状況を聞いた。

石油連盟は廃棄物対策の自主目標を設定して取り組んでいる。2006年度に国内31ヵ所の製油所から排出された産業廃棄物は汚泥、廃油、集塵ダスト、廃触媒など約60万トン、最終処分量は0.6万トンで1990年度対比で93.9%減と、大幅な減量を達成している。

石油は、価格や枯渇の問題あるいは地球温暖化の問題など、世界全体の注目を集めているが、古志部長は「石油精製プロセスや製品の配送段階での地道な省エネ活動を継続するとともに、LCA的観点からサルファーフリーガソリン・軽油やバイオガソリンなど先進的な製品の供給を通じた温暖化対策にも取り組んでいる」と、新しい時代に向けて石油の合理的、効率的な活用の促進と環境問題とのバランスに配慮しながら事業の発展を期す意向を語った。

◆ 自主行動計画の成果

ー石油業界の廃棄物としては何がどの程度排出されているのでしょうかー

古志部長 石油連盟は日本経団連の環境自主行動計画(循環型社会形成編)に参加し、自主目標を設定して廃棄物抑制に取り組んでいます。

日本経団連に提出している自主行動計画に沿って説明しますと、国内の31の製油所から発生した産業廃棄物の量は2006年

度で見ますと60.1万トンでした。その内再資源化量は29.6万トン、再資源化率では48.7%となり、前年度より4.7ポイントの上昇となりました。

また、最終処分量は0.6万トン、最終処分率(最終処分量÷発生量)では1.0%となりました。この最終処分量を1990年度と比較しますと、削減率は93.9%となりました。この結果を踏まえ、昨年、自主目標を「最終処分量削減率：94%以上」に見直したところです。また、同時に独自目標として、「最終処分率1%以

下」を設定しました。

◆ 種類とリサイクル

ー排出される廃棄物の種類はどんなものー

古志 量的には汚泥が一番多く47%を占めています。他は廃酸、集塵ダスト、廃アルカリの順で、廃触媒がこれに続きます。

再資源化については廃油やスラッジからは油分の回収、また、汚泥や捕集ダスト及び保温層などはセメントの原材料に、建設



石油を無駄なく効率的にと語る古志部長

廃材は分別して路盤材料に転換するなどしています。廃触媒は高価な成分を回収再生し利用しているものもあります。

建設廃材は、製油所装置の定期修理で発生しますが、発生量に変動があります。この関連で心配していたのはアスベスト廃棄物問題でしたが、業界全体に認識が行き届いており、とくに問題なく進んでいます。



関連業界の活動

—広い意味での石油業界となると、たとえば、ガソリンスタンドなど何万店とあるのではないかと思います。廃棄物問題で共同の取組みのようなものはあるのでしょうか—

古志 ガソリンスタンドなど末端市場を担う石油販売店の組織としては全石連(全国石油業協同組合連合会と全国石油商業組合連合会の総称)という別の団体がありますが、ガソリンスタンドなどから発生する廃オイルなどは、回収して再生され、燃料として利用されています。

全国オイルリサイクル協同組

合という組織がありますが、その団体に参加している会社が再生重油にして供給を行なっています。使用済潤滑油には塩素系の不純物を含むものがあり、回収にあたって仕分けを行なうなど、その対策が重要になっています。また、大手元売り会社と専門メーカーが加盟する、(社)潤滑油協会では、使用済み潤滑油のリサイクルについて啓蒙活動を行なっています。

石油連盟としてはこうした活動に協力することで、廃棄物対策に貢献しております。



硫酸ピッチ問題

—もう一つ、石油という、つい硫酸ピッチ問題を連想してしまうのですが—

古志 この問題は、軽油引取税の脱税という犯罪行為であり、石油連盟として正式にコメントすべき性格の問題ではないと思いますが、業界としては、国の脱税防止対策に協力してきたと考えております。具体的には脱税防止策として識別剤(クマリン)の添加を要請されコストアップを負担して協力しました。ところが、今度はそのクマリンを抜くために硫酸ピッチを発生させ、不法投棄するというのですから、何とも言いようがありません。

新たな脱税防止策が検討されているとも聞きますが、基本的には、石油製品の不正取引根絶

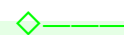
に今後ともできるだけ協力していきたいと思っています。



地球温暖化対策

—石油問題は今や世界の目が集まっていますが、今年は洞爺湖サミットも開催され、地球温暖化対策が大きくクローズアップされ、その対策が求められています。その対応は—

古志 石油業界の自主取り組みですが、製油所における省エネと石油製品の輸送に伴うエネルギーの削減が主な内容となっています。製油所においては、エネルギー消費原単位の改善を目標に効率化に取り組んでいますが、第一次オイルショック以降、省エネに積極的に取り組んで来ており、大きな効果が見込める対策は正直なところ、出尽くした感があります。地道な省エネ対策は継続して行かなければならないと考えていますが、これからはもっと革新的な省エネ技術に期待するところです。また、石油業界は環境にやさしい石油製品などの供給を行なうことにより消費段階における省エネを促進することにも取り組んでいます。



消費段階での省エネ

古志 ひとつは、私たちはLCA的な観点とっていますが石油業界が供給している製品、例えばガソリンをお客様に使っ

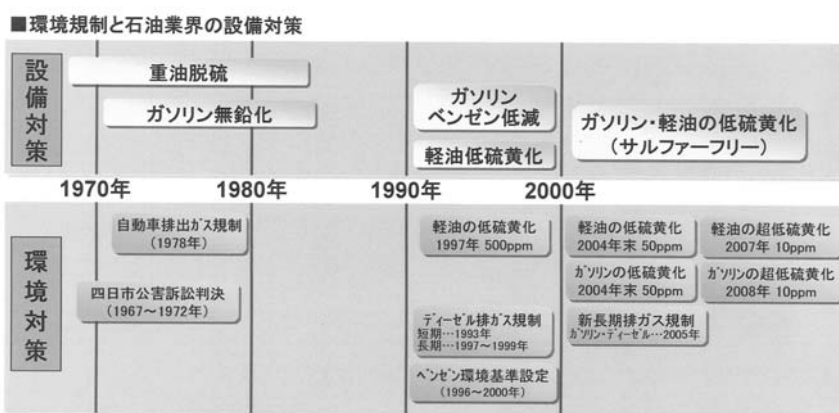
ていただく時の省エネ効果を考慮すべきではないかということです。

石油業界は2005年1月からサルファーフリーガソリン、サルファーフリー軽油(硫黄分10ppm以下)を市場に供給していますが、これが自動車のエンジンの改良と上手くマッチングすれば、排出ガスのクリーン化や二酸化炭素の削減が進みます。国産のクリーンディーゼル乗用車が今年の秋に発売されるといいますので、大いに期待しているところです。

もう一つは、バイオ燃料の利用です。私たちはバイオガソリンと呼んでいますが、バイオ燃料を混合することにより二酸化炭素の発生量が少なくなるということになります。現在、国内の100ヵ所程度のガソリンスタンドで試験的に販売を行なっているところです。ただし、バイオ燃料問題は食料問題とバッティングする部分があり、先行きがやや不透明なところもありますが、京都議定書目標達成計画では、50万klの目標が掲げられており、その内の21万klは、私どもの業界で対応することを約束しています。

今後の課題としては、バイオ燃料の調達やコストの問題を解決しなければなりません。国の支援や助成措置といったインセンティブがないと難しいのではないかと感じています。約束している21万kl以上の導入については今後の課題となってい

石油製品生産～環境への適合



⇒ 近年は、ガソリン、軽油の脱硫装置の新設と稼働増加

ます。

◆ バイオガソリン

燃料の製品開発の必要とそれを使う自動車ということになりますね、そうでなければアルコール混合も意味がない

古志 燃料と車は両輪の関係ですから、製品開発しても受け入れられなければ意味がありません。石油業界はガソリンにバイオE TBE(エチルターシャリーブチルエーテル)を7%混合してバイオガソリンとして供給していますが、市場に供給するに当たって、既販車に問題が生じないかを事前に確認しています。問題ありということになりますと供給しても意味のないものとなってしまいますので自動車側との連携が重要となっています。

バイオガソリンについては、2010年度の本格供給に向けて、着々と準備を進めていくこととしています。

◆ 高効率石油利用機器の普及

ー灯油を中心とした家庭用といった分野ではー

古志 石油業界では家庭用の高効率石油利用機器の普及促進を行い、省エネに寄与していますが、電気やガスと同じ考え方ですが、家庭用のボイラーの燃焼効率を上げることによって消費段階での省エネを図ろうとするものです。具体的には燃焼効率を95%に大きくアップした潜熱回収型石油給湯器をメーカーと開発し、「エコフィール」という統一名称で普及啓発を行っています。

貴重かつ有効なエネルギーである石油を無駄なく、効率的に利用していくことが今後の重要な課題と思っております。

ーどうもありがとうございました。

(聞き手：(株)環境産業新聞社 森本 洋)

熱心な活動続く

第37回、38回例会開催

産業廃棄物— この十年



仁井正夫氏 京駅前新丸ビルの「エコを

創る広場」《エコツェリア》において開催しました。

仁井専務理事は厚生省にご入省の後、産業廃棄物対策室長、環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課長、国土交通省土地・水資源局水資源部長などの要職を歴任され、廃・リ部企画課長時代の平成16年には、産廃懇話会(第21回例会)で一度ご講演をいただいています。今回は、ご退官を機に、個人のお立場から「産業廃棄物—この十年」というテーマでお話をいただきました。

ご講演の中で、仁井専務理事はこの10年を振り返り、廃棄物がグッズ(財物)ではなく「バズ」であるという本質は変わっていない、排出する側にも処理

を引き受けた側にも、コストをかけない不適正処理への誘惑が常にあるので、しかるべき厳正な規制が大切なのは基本中の基本である。一方で、かつての危機対応措置の歪みの是正や地域ルールの問題、そして、より明確で可視性の高い制度は環境ビジネスの発展に不可欠な社会インフラであるとの意識が大切なのではないかと述べられました。質疑応答を含め2時間にわたるご講演で、25名の参加者は産業廃棄物問題についての認識を深めることができました。

JESCO 室蘭を見学

続く第38回会合は、年に1度の地方施設見学会として、10月3日に実施されました。昨年は豊島・直島でしたが、今年度は本年5月に操業を開始した日本環境安全事業(株)(JESCO)北海道事業所のPCB処理施設を見学しました。

室蘭市に建設されたこの施設は、全国5カ所のJESCO事業所の中で最後にスタートしたもので、その担当地域は北海道のほか、東北地方、

関東地方、北陸地方、中部地方(一部)と、首都圏を除く東日本のほぼ全域にまたがっています。

今回の見学会には電力業界や電機業界を中心に、24名にのぼる参加がありましたが、同事業所の油井所長と総務課田野所員のご懇切なご案内と活発な質疑応答で、とても充実した見学会になりました。一同はその後、本年7月にサミットが開催された洞爺湖を訪れ、記念碑の前で、環境への取組みに思いを新たにしました。

「産廃懇話会」は当財団が事務局となり、産業界の主要14業界団体に日本経団連と環境省が加わって、平成14年から活動している定期勉強会で、産業廃棄物に関するさまざまな問題について、専門家を招いて意見交換をしたり、施設見学を行ったりしています。引続き、おおむね隔月のペースで開催し、対話と理解を深めていく予定です。



JESCO北海道情報センター玄関にて

PCB

PCB廃棄物の 適正保管を支援

産廃振興財団

保管事業者への支援事業の紹介

支援事業の背景

PCBは有害性があるため、1972年にその製造及び使用が禁止されています。PCB廃棄物は、高濃度PCB廃棄物^{*1}と低濃度PCB廃棄物(微量PCB混入廃電気機器等)^{*2}に分類されますが、高濃度PCB廃棄物の処理は国内唯一の処理機関である日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という)によって平成16年12月から開始されています。一方、低濃度PCB廃棄物については、国が処理方針を検討している段階で、未だその処理は始まっていません。

PCB廃棄物の保管事業者は、多くの廃電気機器(変圧器、コンデンサ等)やPCBを含む油、その他汚染物(安定器、PCBを吸収したウエス、感圧複写紙等)等を保管していますが、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物あるいは非PCB廃棄物^{*3}までもが混在して保管しているケースが多く認められるのが実状です。適正な分別をしていないことにより、行政及びJESCOへの届け出データが不正確になるばかりか、保管事業者が遵守しなければならない委託基準に反する場合があります。

このような状況において、当財団では保管廃棄物の適正な分別・保管等について保管事業者への支援を行っています。平成18年度に開始して以来100社以上の保管事業者に技術者を派遣し、調査・分別・保管改善等を支援してきました。

※1 高濃度PCB廃棄物：製造時には絶縁油としてPCBを使用した廃電気機器。
絶縁油中のPCB濃度は数十%。

※2 低濃度PCB廃棄物：製造時に絶縁油として鉱油を使用したが、流過程で非意図的に微量のPCBが混入した廃電気機器。絶縁油中のPCB濃度は数十mg/kgのものが大多数。

※3 非PCB廃棄物：封入されている絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下の廃電気機器。

支援事業の内容

安定器の調査・分別

大多数の照明灯用安定器はコンデンサを内蔵しており、これにPCBが用いられていたものがあります。銘板に記載の型式、ロット番号、製造年等の情報から高濃度PCB廃棄物か非PCB

廃棄物かに分別できます。

調査・分別手順

- 安定器をメーカー・型式別に分類する
- 銘板記載の型式、ロット番号、製造年、特記事項より高濃度PCB廃棄物と非PCB廃棄物に分別する
- 分類ごとに銘板記載情報及び分別結果をリスト化し、報告書にまとめる



蛍光灯用安定器



蛍光灯用安定器の調査・分別状況

廃電気機器の分別とPCB分析調査

一部の廃電気機器(変圧器、コンデンサ等)には絶縁油としてPCBが使用されていました。この廃電気機器は高濃度PCB廃棄物に該当しますが、機器の銘板記載情報により判別することができます。さらに高濃度PCB廃棄物以外の廃電気機器については、絶縁油のサンプルを採取してPCB分析を行い、低濃度PCB廃棄物か非PCB廃棄物か

の確認が必要です。

調査・分別手順

- 機器の銘板情報を記録し、寸法測定、漏油の有無等を確認してリストを作成する
- 型式および製造年月、特記事項、その他から高濃度PCB廃棄物と高濃度PCB廃棄物以外に分別する

- 高濃度PCB廃棄物以外はサンプル油を採取する
- サンプル油をPCB分析し、低濃度PCB廃棄物か非PCB廃棄物かの分別をする
- 調査記録をリスト化し、報告書にまとめる



コンデンサ、変圧器の調査、分別の状況



コンデンサ(左)、変圧器(右)

保管状態の改善

PCB廃棄物は廃棄物処理法に従って適正に保管する必要があります。保管事業者によっては変電室や物置の片隅を保管場所に流用したり、屋外にシート掛けで保管している例もあり、中には機器の腐食・劣化が進行し漏洩寸前のもものもあります。これらの保管適正化についての提言を行っています。

調査・分別手順

- a. 保管場所は他の物が混入しないよう、専用屋内とするか周囲に囲いを設けるなどの処置をする
- b. 入口の外の見やすい場所に表示板を設ける
- c. 機器の転倒防止を図る
- e. 高温にさらされないために、換気設備を設置する
- f. PCBが飛散・流出・地下浸透しないよう容器（オイルパン、ドラム缶等）等に収納する
- g. 漏洩している機器は漏油止めの補修をする（補修可能なものに限る）と共に、容器に収納する



機器保管状況(改善前)



機器保管状況(改善後)

おわりに

PCB 廃棄物の適正保管について、当財団で行っている支援内容を紹介しました。これまで

多くの保管事業者の支援を行ってきましたが、今後とも PCB 廃棄物の処理を安全に、かつ確

実に進めるため、保管事業者をはじめとして関係各位に協力をしていきたいと考えています。

[技術部]

サフライズ!さんぱいフライズ

平成20年度 産業廃棄物処理助成事業

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

1. 助成事業の概要

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術力を利用した施設設備やその起業化に対して、助成基金を設けて支援しております。

2. 申請資格

- ・産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとする)。
- ・従業員数300人以下又は資本金10億円以下のどちらかに該当すること。
- ・過去5年間、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。
- ・応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。
- ・産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る情報開示(産業廃棄物処理事業振興財団情報開

示システムによる)を行っていること。

3. 対象となる事業

- ①3R又は環境負荷低減に関する技術開発事業(以下「技術開発」と略す。)
- ②高度技術力を利用した3R又は環境負荷低減施設の整備事業(以下「高度技術施設」と略す。)
- ③上記①、②に関する起業化のための調査事業(以下「起業化調査」と略す。)

4. 助成額

- ①技術開発 最高500万円
- ②高度技術施設 最高500万円
- ③起業化調査 最高 50万円

5. 応募手続きについて

- (1) 申請書等の申し込み
募集内容の詳細及び申請書類一式は本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。なお、郵送をご希望の場合

はFAXまたは郵送で下記事項をお知らせ下さい。

- ①送付先の郵便番号、住所、電話番号、FAX番号
- ②担当者の役職、氏名
- ③必要部数
- ④「助成事業申請書類を送付のこと」と明記して下さい。

(2) 応募方法

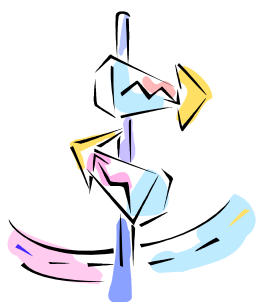
記入要領を参考に申請必要書類を記入し、下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

平成20年10月31日(金)当日消印有効

- ・ご提出頂いた申請必要書類等は返却いたしません。また、申請書に記載頂いた内容については当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせて頂きます。産業廃棄物処理助成事業の審査目的以外で使用することはありません。

[技術部]



<申請書等申し込み及び応募先>

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 (担当:福本、日比)
TEL : 03-3526-0155 FAX : 03-3526-0156
URL : <http://www.sanpainet.or.jp/>

誰でもわかる!!日本の産業廃棄物

改訂3版

◆産業廃棄物の排出・処理等の実態、国・産業界による取り組みなど、日本の産業廃棄物を取りまく現状をコンパクトにわかりやすくまとめました。

◆従来版の内容を刷新し、図表と写真を多用。一目で分かる構成です。

日本の産業廃棄物の「いま」を知るテキストに最適です。実務関係者の研修会やセミナーに、学校の環境学習に、ぜひご活用ください。

[適正処理推進部]



はじめに

1. 産業廃棄物とは

2. 産業廃棄物の排出・処理などの状況

- 2-1 産業廃棄物の排出状況
- 2-2 産業廃棄物の処理状況
- 2-3 産業廃棄物の運搬
- 2-4 産業廃棄物の処理施設の状況

3. 産業廃棄物の適正処理・リサイクルを進める制度的枠組み

- 3-1 産業廃棄物を取りまく施策体系
- 3-2 廃棄物処理法のしくみ
- 3-3 マニフェスト制度
- 3-4 産業廃棄物処理業の優良性評価制度
- 3-5 事業者の責務

4. 産業廃棄物の不法投棄への対応

- 4-1 産業廃棄物の不法投棄の現状
- 4-2 国などの不法投棄対策
- 4-3 国などの不法投棄対策の効果
- 4-4 不法投棄の支障除去

5. 公共関与による施設整備等

6. 特別管理廃棄物対策

- 6-1 特別管理廃棄物
- 6-2 PCB廃棄物について
- 6-3 石綿を含有する産業廃棄物について
- 6-4 感染性廃棄物について

7. 循環型社会に向けた取り組み

- 7-1 循環型社会基本計画
- 7-2 環境ビジネスの市場規模
- 7-3 地域の取組事例 エコタウン事業の概要
- 7-4 情報技術の活用
- 7-5 地域の特性を活かした循環型社会の実現
- 7-6 温暖化対策の推進

監修/環境省 編集/財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 発行/大成出版社

B5判・52頁・定価670円(税込) 送料1冊210円(冊数に応じて実費)

お問い合わせ/お申し込みは

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部

TEL : 03-3526-0155 FAX : 03-3526-0156

URL : <http://www.sanpainet.or.jp/>

不法投棄等事案対応支援事業

専門家支援チームの取組み

産廃振興財団

産業廃棄物の不法投棄の未然防止・拡大防止のためには、早期段階からの対応、行政処分が必要であり、また、原状回復に当たっては対象者の資産状況の調査・効果的対策手法の検討等が必要ですが、各自治体においては担当者数も限られ、環境を考慮した効果的な支障除去の手法についての検討や、対象者に対する責任追及などの専門的な知識・経験が必ずしも十分でないことから必要な調査が徹底されていない事例も生じています。

当財団では、環境省の委託に

より、現場調査の経験豊富な技術士、関係法令に精通した弁護士などのエキスパートにより構成する【専門家支援チーム】を組織し自治体の要請に応じて派遣しています。この事業は平成15年度から始まり、本年度で6年目を迎え、平成19年度までの5年間で60事案の助言を行いました。(右表参照)

専門家支援チームによる現地での助言により、行為者等の責任追及や資産調査が適切に行われ、仮差押えや代執行費用の求償が行われた等の具体的な効果が上がっています。

現在、これまでの60事案の助言内容の検証を中心とした不法投棄等事案検証・対策検討委員会を立ち上げ、より効率的・効果的な助言等を行うため検討を進めていく予定です。

年度	箇所数
平成15年度	10箇所
平成16年度	10箇所
平成17年度	15箇所
平成18年度	16箇所 (うち1箇所参考)
平成19年度	9箇所(下表)
計	60箇所

[適正処理推進部]

平成19年度 専門家支援チームの派遣実績

No	不法投棄物	概要	助言内容
1	木くず、コンガラ、廃プラ、燃えがら、硫酸ピッチ、スラッジ	資材置場として賃借した土地に硫酸ピッチ、スラッジ等を投棄し埋立てた事案	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄等事案の現地調査の方法 支障除去等の方針
2	土砂混じり破碎木くず 5,674m ³ 炭化物 1,600m ³	破碎木くず等を有価物擬装し、木くず破碎施設、炭化施設がある事業場内に埋立てた事案	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄等事案の現地調査 有価物偽装への対応 有害物含有が明らかな木くず等の”製品製造”及び”販売”に対する行政対応方針
3	自動車等破碎物(廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず) 約8,900m ³ 燃え殻 約600m ³	中間処理(破碎)施設敷地内に自動車等の破碎物を野積みした事案	<ul style="list-style-type: none"> 不適正保管物の排出源確認手法 排出事業者及び土地所有者関与調査 行為者等の資産調査、資産保全措置 不適正保管場所の原状回復後の跡地利用制限 支障除去等の方針 その他、当該不適正保管事案についての行政対応方針

4	混合廃棄物 9,316m ³	港湾地内、積替保管施設敷地内に廃プラスチック類等を野積みした事案	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者等の資産調査、資産保全措置 ・支障除去等の方針 ・その他、当該不法投棄等事案についての行政対応方針
5	混合廃棄物 約30,000m ³	採土場内に積替保管施設を設置し保管を装い、金属くず、プラスチック片、木くず等の建設廃材を埋立てた事案	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄現場の現地調査 ・不法投棄廃棄物の排出源確認手法 ・排出事業者関与調査 ・当該事案の行政対応方針及び行政命令等
6	混合廃棄物 50,157m ³	中間処理（破碎）施設敷地内に廃プラスチック類等を野積みした事案	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄物の排出源確認手法 ・行為者等の資産調査、資産保全措置 ・不法投棄等事案のボーリング調査、試掘・組成分析、溶出試験、ガス・臭気試験等の現地調査の方法等 ・支障除去等の方針 ・その他、当該不法投棄等事案についての行政対応方針
7	混合廃棄物 3,500m ³	鉄道が隣接する資材置場に木くず、がれき類等を野積みした事案	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者等の資産調査、資産保全措置方法 ・支障除去等の方針 ・その他、当該不法投棄等事案についての行政対応方針
8	廃プラスチック類 128,625m ³ 建設廃材 55,125m ³	〇〇石採掘跡地を利用した安定型最終処分場から可燃性ガスが発生している事案	<ul style="list-style-type: none"> ・処理業者と土地所有者の関係 ・不法投棄事案のボーリング調査、試掘・組成分析、溶出試験、ガス・臭気試験等の現地調査の方法等 ・支障除去等の方針 ・その他、当該不法投棄等事案についての行政対応方針
9	廃油(油粕入り食用油)ドラム缶 270本	A会社所有の土地に廃油入りドラム缶を1ヶ月間保管と口頭契約で交わしていたが、現在も放置されている事案	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者及び土地所有者 ・関係者の対応等



編集後記

○北海道洞爺湖サミットが終わり、谷津審議官が由田氏の後任として廃・リ部長に就任された。ほぼ同時に産廃課長も適正処理室長も交代となった。今号ではご就任早々のお三方にそれぞれ抱負を語っていただいた。

○産廃懇話会で北海道に行ってきた。空港でも洞爺湖でも、中国と韓国からの団体観光客がとても目立っていた。国際化は想像以上に進んでいる。産廃処理業は地域密着が

特徴だが、事業基盤強化には近隣アジアへの目配りも大切だと感じた。

○次号で内容をご報告する予定だが、各地方自治体の産廃担当職員をお迎えしての「全国担当者会議」を今年は岡山市で開催する。地元のご協力もあって、170名を超える盛会となる見込みだ。財団事務局としても日々第一線でご活躍・ご苦勞されておられる皆様の生の声を聞かせていただく大切な機会だ

し、ご参加の皆さんにとっても、お互いの連携づくりの場として活用していただければと願っている。

○ビジュアル・ハンドブック「誰でもわかる！！日本の産業廃棄物」を2年ぶりに改訂・出版した。社内研修会などのテキスト・副読本として必ずやお役に立つ内容と自負している。多くの皆様からのご注文をお待ちしています。

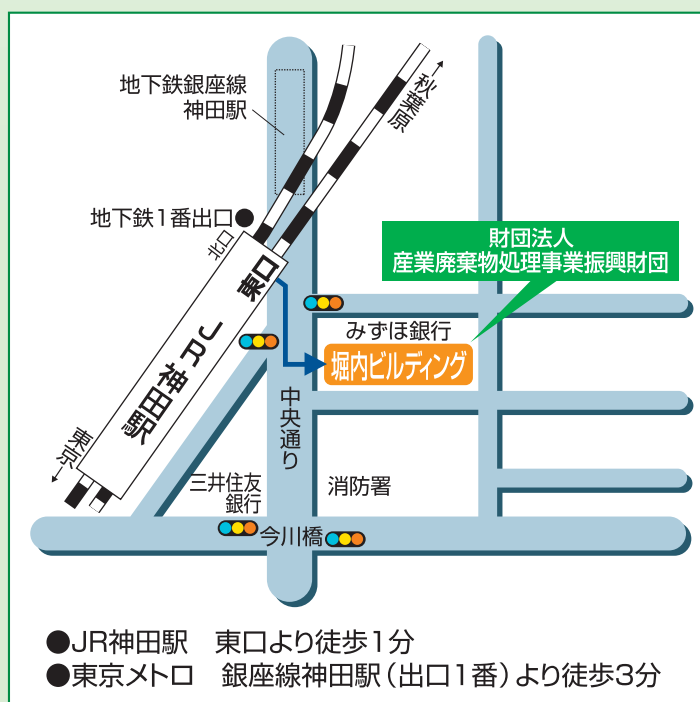
(三古)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp

(財)産業廃棄物処理事業振興財団はチーム・マイナス6%に参加しています。



産廃振興財団NEWS

2008.10 vol.16 No.52

発行日 平成20年10月30日
発行人 樋口 成彬
発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング 3階
TEL (03) 3526-0155 FAX (03) 3526-0156
URL <http://www.sanpainet.or.jp>
印刷 (株)環境産業新聞社